

遠賀町農業委員会通信

臨時号
平成29年1月発行
＜発行責任者＞
遠賀町農業委員会
会長 三原 高志

農業委員と農地利用最適化推進委員の募集

農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員の選出方法が公選制から町長が議会の同意を得て任命する任命制に変わりました。

また、担当地区において、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等の「農地利用の最適化」を推進する農地利用最適化推進委員が新設されました。

(推進委員は農業委員会が委嘱)
遠賀町農業委員会は平成29年7月20日から新体制へ移行するため、新たな農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します。

主な職務内容

①農地等の権利移動の許可、農地転用等の現地調査、審議及び意見の決定
(議決権は農業委員のみが有します)

②担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等に伴う現地調査、指導及びパトロール等

③農業者からの相談対応と助言指導



募集人数



▼農業委員 8人(中立委員1人含む)
▼農地利用最適化推進委員 7人
(農地利用最適化推進委員は左表の担当地区ごとに1人の募集を行います)

農地利用最適化推進委員の担当地区

地区名	
1	川本、遠賀、松島、津、若松、松田、津、若松、松田、津、若松、松田
2	鬼津
3	尾崎
4	別府、今古賀
5	上別府、虫生津
6	木守
7	浅木、老良

任期及び報酬

▼農業委員
任期 平成29年7月20日から平成32年7月19日まで
年額報酬 26万円

▼農地利用最適化推進委員
任期 農業委員会が委嘱する日から平成32年7月19日まで
年額報酬 24万2600円

推薦・応募の資格

農業に関する熱意と識見を有し、農地利用の最適化の推進に関する事項や

農業委員会が所掌する事項に關し、その職務を適切に行うことができる方。

ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

▼町内に住所を有しない者

▼成年被後見人又は被保佐人

▼破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

▼禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

▼暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

なお、農業委員は、農業委員会が所掌する事項と利害関係を有しない方(中立な委員)を1人以上任命します。

推薦・応募の方法

推薦は、個人推薦と団体推薦があり、個人推薦は3人以上の農業者の推薦が必要です。団体推薦は生産組合等の推薦が必要です。また、自ら委員の募集に応募することも可能です。

推薦・応募を行う方は、推薦書または応募申込書に必要事項を記入し、平成29年2月10(金)から3月10日(金)までの間に持参又は郵送により提出してください。



様式の配付場所及び提出先は役場まちづくり課です。なお、町ホームページからも様式のダウンロードが可能です。

情報の公表

募集期間中・募集期間終了後の2回、推薦をした方、推薦を受けた方及び応募した方の氏名、職業、年齢等について町ホームページで公表します。

選任方法

委員候補者の地域営農活動の取り組み、これまでの農業経歴及び推薦・応募の理由等を考慮し、書類選考により選出します。必要に応じて面接を行うことがあります。なお、農業委員の過半数は、原則として認定農業者等になります。

結果の通知

農業委員は6月議会の選任同意後、推進委員は7月の新たな農業委員会体制で選任議案の議決後速やかに推薦をした方、推薦を受けた方及び応募した方へ通知します。

問い合わせ

詳しくは、町ホームページをご覧ください。役場まちづくり課へお問い合わせください。

TEL 293-1234



収入保険制度の導入

現行の農業共済は、自然災害等による収量減少を対象としており、価格低下は対象としていません。また、収量減少を把握することができず、事前としていないため、対象品目が限定されており、農業経営全体をカバーしていません。

このため、経営全体に着目し、価格低下を含めた収入減少を補てんする収入保険制度の導入に向け、調査・検討が進められてきました。

今回、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において青色申告を行っていている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定され、今の国会に、収入保険制度に関する法案が提出される予定となっています。



収入保険制度とは？

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

5年以上の青色申告実績がある場合、収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の最大9割を補てんします。

補償限度額と支払率は複数の割合から選択でき、「掛け捨ての保険方式」に加えて「掛け捨てとならない積立方式」も組み合わせることができます。

農業者は保険料・積立金を支払って加入する任意加入となっており、掛け捨ての保険料率は1%で補償限度額は8割、積立金は補償限度額が1割で補てんに使われないうり、翌年に持ち越されます。保険料については50%、積立金については75%の国庫補助がある予定です。

なお、これまでの農業共済及び収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）等と収入保険制度はどちらかの選択性となる見込みです。

加入するには青色申告を！

収入保険制度に加入するためには、平成29年分の所得（申告時期は平成30年2月～3月）から青色申告（簡易な方式含む）することが必要です。

新たに青色申告を始めるには、個人の場合、平成29年3月15日までに税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。この申請を行えば、平成29年分の所得から青色申告を行うことができます。

青色申告とは？

青色申告には、複式簿記の「正規の簿記」と現金出納帳等を整備する「簡易な方式」があり、経営を客観的に把握するために重要なものです。また、最高65万円の特別控除、専従者への給与や減価償却の特例が受けられるなど税制上のメリットも

ありますので、早速取り組んでみましょう。

収入保険制度の詳細等は農林水産省のホームページをご覧ください。役場まちづくり課までお問い合わせください。

第51回 農業祭

12月4日に岡垣サンライズにおいて、第51回遠賀・中間地区農業祭が行われました。昨年に引き続きホール内では遠賀・中間地区

のPRコーナーが設置されるなど、多くの特産品が紹介されました。当日は、あいにくの雨模様でしたが多くの来場があり、盛り上がりを見せていました。

記念式典では、優良農産品の表彰が行われ、遠賀町からは鬼津の門司輝夫さん（春菊）が優良賞を受賞しました。

また、「食の大切さ」を地域に広めるため、地元食材を使ったレシピの考案など、生産者と地域住民の架け橋となり、地産地消や食育を通じた健康づくりに貢献した遠賀町食生活改善推進会が特別功労賞を受賞しました。



食生活改善推進会の皆さん



農地の賃借料決まる！

農業委員会では平成21年の農地法の改正に伴い「標準小作料」が廃止されたことから、毎年過去1年間の賃借料を平均した「賃借料情報」を提供しています。

また、遠賀町農業委員会では、現状の経営状況や客観的な農業情勢などを踏まえて、一定の基準となるよう「賃借料情報」とは別に「参考賃借料」を独自に設定しています。

平成29年の参考賃借料（水田10アール当り）

地域名		賃借料	
遠賀町内 全域	ほ場整備済地域	現金の場合 10,000円	物納の場合 玄米 45kg
	未整備地域	現金の場合 8,000円	物納の場合 玄米 35kg

平成29年の賃借料情報（水田10アール当り）

平成28年1月～12月賃借料の平均

地域名		賃借料	
遠賀町内全域		現金の場合 10,500円	物納の場合 玄米 50kg

※「参考賃借料」も「賃借料情報」も拘束力はありません。
※賃借料を決定する場合は、「賃借料情報」と「参考賃借料」を判断材料とし、借り手と貸し手で協議して賃借料を決定してください。

《編集後記》

今回の農業委員等の募集については、遠賀町農業委員会での検討内容がほぼ全面的に採用されました。新体制の農業委員会が「農地利用の最適化」という使命を果たすことが求められます。